

柏崎フロンティアパーク、市長が認める国有地及び公有地 における、工場の新規立地や移転・拡張をお考えの皆さまへ

～工場用地取得・設備投資に係る助成制度のご案内～

【柏崎市企業立地促進助成金】

お問合せ：柏崎市産業振興部ものづくり振興課（電話：0257-21-2326）

用地取得費の助成金を交付します！

《交付要件》対象地域内に設置した工場等の操業を開始した企業で、次の要件に該当する方

- ①市外に主たる事業所を有し、市内に工場等を有していない方で、新たに工場等を取得する方
- ②市内に工場等を有する方で、事業規模の拡大を目的として、既存工場等のほかに、新たに工場等
を取得する方又は既存工場等の敷地と一体利用として認められる土地に工場等を拡充する方
- ③市内に工場等を有する方で、当該工場等の全部を廃止して、工場等を移転する方

《対象地域》

柏崎フロンティアパーク、市長が認める国有地及び公有地

《対象工場等》次に掲げる事業の用に供する建物及び構築物

- ① 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業
分類で製造業に分類される事業をいう。）
- ② 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40
号）第13条の規定に基づき新潟県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って実施される
事業（統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類で電気業に分類される事業
を除く。）

《対象設備》

操業のために新たに取得した工場用の建物、構築物及びその附属設備、機械装置

《交付対象者》

- ①操業を開始した日前3年以内に1,000㎡以上の土地を新たに取得又は賃借した方
（対象地域内（間）の移転の場合、従前敷地+1,000㎡以上）
※柏崎フロンティアパークに限り、土地取得から4年以内に操業を開始したものも含む。
- ②市内に住所を有する常用労働者（市外事業所からの転籍を含む。）の新規雇用がある方
- ③新增設した工場等で10年以上継続して事業を営む方

《助成金の額及び限度額》（1,000円未満切捨て）

※新規雇用者数に応じて助成率が異なります。

新規雇用者数	1～4人	5～9人	10～19人	20～49人	50人以上
助成率	20%	25%	30%	40%	50%

【用地補助】 用地取得費×助成率（限度額：1億円）

【設備補助】 設備取得費×助成率（限度額：3千万円）

【雇用助成】 新規雇用者数×10万円（限度額：2千万円）

例えば…

30,000,000円で用地を取得し、
50,000,000円で工場を取得、新規雇用者が15人いた場合

用地補助額	30,000,000円×30%=9,000,000円		
設備補助額	50,000,000円×30%=15,000,000円		
雇用助成額	15人×100,000円=1,500,000円		
助成合計額	(用地補助額)	(設備補助額)	(雇用助成額)
	9,000,000円+15,000,000円+1,500,000円=25,500,000円		

この場合… 合計25,500,000円 の補助を受けることができます。

賃借料の助成金を交付します！

市内に既存工場を有している企業については最大50%、市外からの立地企業については賃借料全額の助成金を交付します。

《対象地域》 柏崎フロンティアパーク（賃借の相手方が、中小企業基盤整備機構である場合に限り。）

《要件》 前記用地取得費助成金と同じ。

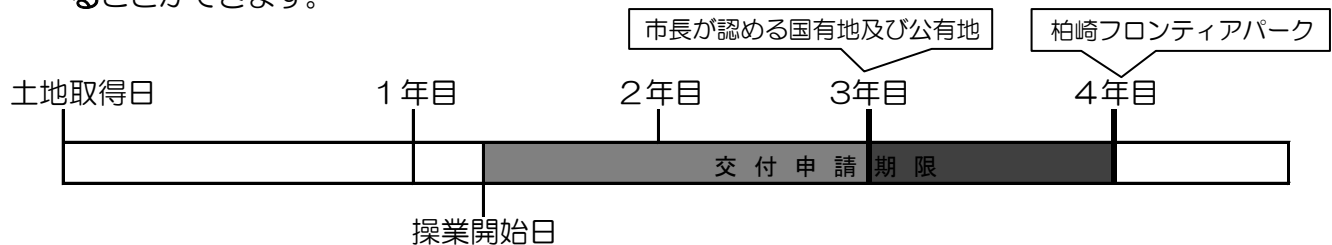
《助成金の額》 ※市内に既存工場を有する企業の場合⇒年額賃借料×助成率×5年間
※市外からの立地企業の場合⇒年額賃借料×10年間

助成金の交付等について

助成金の交付については、雇用人数を把握してからとするため、次のとおりとします。

①用地取得の場合

- 助成金の交付申請は、当該工場等の操業開始の日以降とし、用地取得の日から3年（柏崎フロンティアパークは4年）以内の期間とします。
- 用地取得の日から交付申請期限内で雇用者の増加に伴い助成率が上昇する場合、その差額を受け取ることができます。



②賃借の場合

- 助成金の交付申請は、当該工場等の操業開始した日以降、5年間の賃借料を対象とし、毎年2月末までとします。
- 助成金は1年毎に交付するものとし、助成金算定の新規雇用者数は、交付の前年における月平均の数とします。（ただし、操業開始した月が1月～3月の場合は、操業時の新規雇用者数とします。）
- 市外からの立地企業の場合は、当該工場等の操業開始した日以降、10年間の賃借料を対象とし、毎年2月末までの交付申請とします。